



11月24日

申9号

「法令改正に伴う就業規則等の改正について」に関する申し入れ・団体交渉を行う! **その2**

従来の制度の利用実態は、^{ひとつき}一月あたり10件にも満たない! と回答を受ける!

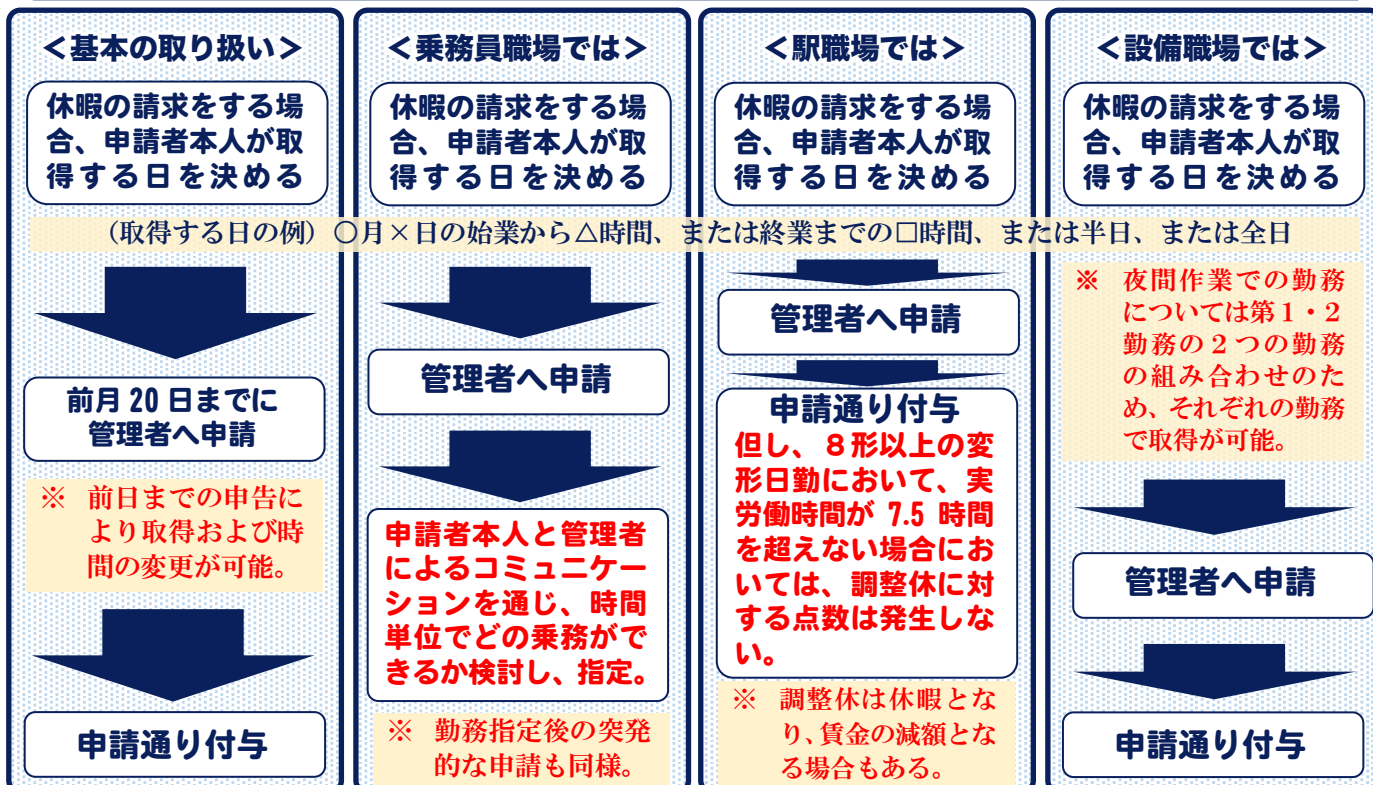
想定される
要因は

- ✓ 無給休暇であること
- ✓ 従来は非現業部門に限定されていたこと
- ✓ 従来は、半日・1日単位での取得であったこと
- ✓ 制度への理解、制度そのものが浸透していなかったこと など

育児・介護休業法の改正により“子の育児・介護休暇、は、時間単位での取得が可能に!”
しかし、職場における制度への理解、休暇制度そのものを浸透させるためには、

**職場の要員率にしっかり反映させ、
十分な要員を確保することが“必要不可欠”だ!!**

“子の看護・介護休暇”申請から取得までの基本的なフロー（イメージ）



制度を安心して利用でき、生活と仕事の両立を図れる職場をめざし、
働く者にとってより良い制度へ高めよう!

確認事項

- ✓ 法令に従い、申請通りに付与されることが基本である。
- ✓ 法令に従い、予め申請していた休暇は、申請者本人の申告により、取得および時間を変更することが可能である。